

会 議 録

会議の名称	第1回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会
事務局	子ども家庭部 子ども家庭部長 大澤 秀典、子育て支援課長 富田 絵実 子ども家庭支援センター長 秋葉 美苗子、児童青少年課長 鈴木 剛 子育て支援係長 福井 英雄、児童青少年係長 前田 裕女
開催日時	令和元年9月5日(木) 午後5時30分から 午後8時まで
開催場所	市役所第二庁舎602会議室
出席者	部会長 水津 由紀 委員 小川 順弘、古源 美紀、鈴木 隆行 アドバイザー 喜多 明人
傍聴の可否	可
傍聴者数	7人
会議次第	1 開 会 2 部会長あいさつ 3 勉強会 (1) 子どもの権利に関する基礎知識(アドバイザー) (2) 「小金井市子どもの権利に関する条例」の説明(児童青少年係長) 4 議題 (1) 取り扱う内容と今後の進め方の整理 (2) その他(今後の日程について) 5 閉 会
会議結果	別紙のとおり
発言内容 発言者名 (主な発言) (要旨等)	別紙のとおり
提出資料	(1) 次 第 (2) 資料1 子ども権利部会員名簿 (3) 資料2 子ども権利部会が取り扱う範囲について (4) 資料3 第4章事業の成果目標の変更イメージ (5) 勉強会資料 ○ 参考 ・子どもの権利に関する条例の手引き・リーフレット ・松本市、札幌市計画(抄)
そ の 他	

第1回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会 会議録

令和元年9月5日

○水津部会長 それでは、定刻を少し過ぎてしまいましたけれども、ただいまから第1回子どもの権利部会を開催いたします。

本部会については、令和元年8月28日に開催された子ども・子育て会議において、部会員と部会長を子ども・子育て会議の会長が指名し、結成しておりますので、議事進行につきましては、部会長を就任しました私、水津が務める形でやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず次第に入る前に、事務局からアドバイザーの紹介をお願いしたいと思います。

○児童青少年課長 児童青少年課長、鈴木です。よろしくお願いいたします。本部会には、アドバイザーの招集についても承認をいただいております、本日から、都合3回の会議となりますけれども、アドバイザーをお願いした方が出席しておりますので、ご紹介させていただきます。

早稲田大学文学学術院・文化構想学部教授で、子どもの権利関係では、国連NGO・特定非営利活動法人「子どもの権利条約総合研究所」を立ち上げるなど、精力的な活動をされております、喜多明人先生でございます。

○喜多先生 よろしくお願いします。

○水津部会長 ありがとうございます。では、喜多先生、一言お願いいたします。

○喜多先生 アドバイザーをご指名いただきました喜多と申します。私自身、かつて小金井市民で、実家が小金井市の緑町にありましたので、特に高校生から大学生、結婚するまで小金井で生活しておりましたので、今は目黒のほうに住んでおりますけれども、やはり古巣に帰ったような気持ちで、何とか小金井のために少しでもお役に立てればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○水津部会長 ありがとうございます。喜多先生には、今回、小金井でつくっております「のびゆくこどもプラン」の中に、子どもの権利の観点からの足りないものですか、もっとこうしたらいいなというようなアドバイスをたくさんいただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の部会長挨拶、私です。部会長を仰せつかっております、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会の代表をしております、水津と申します。いろいろふなれ

だし、爆弾発言もするタイプなので気をつけたいと思いますけれども、皆さん、ご協力
よろしく願いいたします。

それでは、第3の勉強会に早速入らせていただきたいと思いますが、まず、確認事項
が何点かあります。1点目は、席次の問題です。本来ですと、4人でという形になるん
ですけれども、人数も少ないですし、3回しかないので効率よく進めていきたいと思
いますので、事務局にも入っていただいて、こういう形の席での進行をさせていただ
きたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

2点目なんですけれども、会議室が少ないので、効率よく会議を進めるために、事務
局から資料が事前に配付される場合がありますので、そのときは会議の開催の前であ
っても、ご意見のある場合は速やかに事務局のほうに伝えていただいたりしながら進
行していきたいなと思っております。会議録のほうも、速やかに事務局のほうにお願
いしたいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでよろしいで
しょうか。

(「異議なし」の声あり)

○水津部会長 ご理解いただけましたでしょうか。よろしく願いいたします。

それでは、次第に戻りまして、3の勉強会。

では、早速ですけれども、アドバイザーの喜多先生のほうから、子どもの権利とか、
そもそものところについてのレクチャーをお願いしたいと思っておりますので、よろ
しく願いいたします。

○喜多先生 それでは、大体60分ぐらいを目安でいいですか。90分授業がなれているんですが、大
分はしょって、では、60分以内でという感じでお願いしたいと思います。

私のプロフィール、自己紹介については4ページ目のところに入っておりますので、
いろいろご参考にしていただければと思います。今、夏休みでほとんど大学に行かない
ものですから、そういう方が何人かいらっしゃるようですが、もっといい印刷機でやり
たかったんですが、家にあるコピー機で、こういう小さい活字、私もこの字でぎり
ぎり見えるかなというぐらいなんですけれども、ちょっと読みにくいレジュメで恐縮な
んですが、よろしく願いしたいと思います。

私がアドバイザーとして皆さんの勉強会に何かお役に立てればということで、いた
だいたテーマが「子どもの権利に関する基本的な事項」、あるいは「これから推進し、
検討していく視点」、こういったものを少し基本的なところを皆さんに講評するとい
うのが、まず私のアドバイザーとしての役割かと思えます。そういうことでの話を二、三、

大きくは子どもの権利に係った話と、今後の部会としての進め方に係った基本的事項と、大きく2つ分けてとお話ししていきたいと思っております。

ご承知のとおり、今年は非常に節目の年です。もちろん、小金井市の子どもの権利条例も制定されて、今年で10年という区切りであるんですが、同時に子どもの権利条約も国連で採択されてから30周年、1989年の11月20日に国連に採択されて30周年になると。あわせて、その5年後、1994年の4月22日に日本政府が批准すると。日本が批准してから25周年、クォーター年と言っていいんでしょうか、いろいろな意味で子どもの権利の節目の年に、今回、こういうプランも新しいプランをつくっていくときに、子どもの権利の視点を大いに活用していきたいというのも、その節目にすごくふさわしい子ども計画づくりと言っていいのではないかと思います。

同時に、子どもの権利条約もこの30年の中でいろいろな位置、役割を果たしてきたと思います。一番大きな変化は、日本の子ども法制の中での位置が大きく前進したことです。資料1を見ていただきますと、3枚目、5ページに資料1から資料8まで入っておりますが、資料1にありますように、2016年の6月の一部改正で児童福祉法の改正、総則規定、児童福祉法の総則3条というのがあるんですけども、そこに子どもの権利条約がきちっと据えられて、第1条で、全て児童は児童の権利に関する条約に精神にのっとりて養育、あるいは保護され、成長、発達、自立を図ること、そういう福祉を等しく保障される権利を有すると。

全ての子どもたちが条約の精神にのっとりという。そして、第2条には、子どもたちが良好な環境において生まれ、そして、その子どもたちの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される。子どもの最善の利益というのは子どもの権利条約の3条ですし、意見表明権は12条です。こういう条文、条約の基本的な理念が第2条の中に盛り込まれ、かつ、大事なのは第3条で、この1条、2条で示した権利が、全て児童に関する法令の施行に当たって常に尊重されなければならないことで、この1条、2条の原理が基本原理として子ども法令の施行の基本の中に据えられたと。

そういう意味では、日本の現行法の中で子どもの権利条約がきちっと位置づけられたということが、非常に大事なこの30年の中での変化ではないかと思います。それを踏まえまして、じゃ、どういうふうに子どもの権利が生かされていくべきなのかということになりますと、権利条約はグローバルスタンダードですから、全ての国の子どもたちにいろいろな配慮で条文化されていますので、必ずしも日本の子どもとか、小金井市の子

どもとかいうことに全てがマッチしているものではないわけです。

ですから、子どもの権利のカタログの中で、どういう子どもの権利が大切なのかというのは、やっぱりその国の、その地域の子どもたちの現実というか、現状の中で、今の子どもたちに求められているもの。今の現状がどうなっていて、今の子どもたちに何が問われているのか。そういう子どもの現状から出発して、子どもの権利のあり方とか、カタログの中で何を大事にしたらいいのかということを考えていくことが大事ではないかなと思うんです。

ジャン・シャザルという人の古典的な子どもの権利の本の中に、子どもを空虚な観念に還元しないこと、子どもの生活の持つ重みを損なわないこと。とかく子どもの権利論者というのはたくさんいまして、持論があつて、どこでも同じ持論をもつ方がいらっしゃるんですけども、僕はその地域、その時代の中で、その子どもの現実に合わせて子どもの権利のあり方というのは変わっていいと思っていますので、そういう意味で、若干子どもの現実とは無関係に、常に持論を出すという方がいらっしゃるんですが、それは何とか現状から出発して進めていけないかと思うんです。

よく権利を使うとわがままを助長するとか、そういう言い方があるんですけども、ほんとうに今子どもたちは権利を知っているのか、あるいは子どもたちがその権利を使う場面というのが想定できるのか。はっきり言えば関心がないんです。

今、子どもたち自身には、子どもの権利に関心を持つこと自体が課題なんです。非常に無関心層が広がっています。僕は随分、高校とか、子どもの権利条約の講演に行ったんですけども、非常に悲惨でしたね。講演に行っても誰も聞いてくれない。高校生も、早稲田の受験の話をする、みんな目をむいて聞きますけど、権利の話になると全然聞こうともしない。そういう現状を踏まえると、権利を使ったら大変だ、みたいな。これは、いかに現実とかけ離れた議論かと。

むしろ大事なのは、その子どもたちにとって大切な、欠かせない権利が侵害されていても、それに気づかず、自分が自分自身に問題があると、自分を責めて自死に追い込まれてしまう。いじめの問題にしても、何にしても、権利侵害であることに気づかないまま、自分を責めて自死に至ってしまうような、現実はそのうちのほうがはるかに大きくて、その意味では、権利に甘えがちだなんて言っていられないんですよ。

子どもたちにかげがえのない権利を伝え、その権利を守っていくことを、子ども自身に自覚してもらわないと、これ以上、命を問題として、権利の問題を問わざるを得ない

時代に来ているわけです。今、日本の子どもたちにとって一番大切な権利は、命を守る権利です。ほんとうにそこから入らないといけない現実があります。

私は緊急事態と言っておりますけれども、統計的に見ても、いじめは41万4,000件。あの大津の事件があったときだってまだ十七、八万件ですから。いじめ対策法ができましたけれども、あのときはまだいじめが十七、八万件なんです。それが今倍増になっている。僕はよく政府に皮肉を言うんですけども、法律ができたので、いじめが倍増しましたねと、法律の効果があつたんですかと。

それから虐待。この8月、びっくりしましたね、15万9,000件という児相の対応件数ですけれども、これも10年前は1,000件に満たないんですよ。1,000件、2,000件だったのが、今は15万9,000件。この10年間に膨大な数の虐待が毎日、鹿児島であったり、札幌であったり、虐待死の事件が報道されますけれども、ほんとうに氷山の一角で、その背景には15万9,000件という虐待、非常に大きな子どもに向けられた暴力が今子どもたちを追い詰めているわけです。

そのほか、最近はや言葉の暴力、暴言で子どもが自死に追い詰められたり、あるいはわいせつ行為、セクハラで子どもが不登校、なかなか学校に行けない、精神疾患になってしまったり。ほんとうに子どもたちが安心して生きていられない時代に来ていると。常に暴力にさらされる時代。

したがって、小金井市の子どもの権利条例で定めた7条の子どもが安心して生きる権利というのは、まさに今私たちが子どもの権利といたら、まず、子どもたちの命の問題というところから入らなければいけないのが現実ではないかと。そういう時代だからこそ、法制度も、ようやく国も動き出し、東京都も動き出して、長年の懸案であった親の体罰の問題に対しても、ようやく決着をつけて、資料2にありますように、児童虐待防止法が改正されました。

資料2を見てください。これ、意外と報道では条文が出ないんです。非常にわかりにくい法律で、新聞報道ではなかなかどういう条文だったか出ないので、ここでご披露するんですけども、児童虐待の防止に関する法律の第14条が改正されました。これは親権の行使に関してですけれども、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して体罰を加えること、その他、民法820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により、当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。体罰を加えること、そういう監護及び教育に必要な範囲を超える行為、これ

は禁止だという条文が初めて親の体罰禁止規定、特にしつけの名における体罰が禁止される法制化が行われました。

ただし、これは懲戒ですから、実は懲戒権の削除、廃止が今、法制審議会にかけられています。おそらく2年、3年後には民法の改正。民法と刑法というのはややこしくて、すぐ国会で改正できないんです。法制審議会というのをくぐらなきゃいけないんです。民法の820条、この親権の問題、特に懲戒権について、僕は早く削除しないと体罰はならないと思います。懲戒という言葉は、懲らしめるとか、戒めるという言葉でしょう、懲戒とは。懲らしめ、戒めるのだったら、たたくというのは当たり前じゃないですか。だから、民法学者は懲戒権は体罰を含むとみんな言っていますよ。それが通説になっているんです。

だから、体罰はいけないといっても、懲戒権を認めている以上、やっぱり暴力的な懲らしめる行為、戒める行為というのは、当然伴ってしまう。その意味では、まだ不徹底ですけれども、少なくとも体罰の禁止が法制化されたのは前進だと思います。

ただし、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンという団体が2万人を対象に、養育者向けの体罰の意識調査をやっているんです。2年前、2018年。養育者の全体の6割は、しつけの体罰を容認しています。つまり、親の過半数以上、6割は体罰を容認しているという意識の中で、法律で禁止して、どの程度の効果があるのか。これは、やっぱり考えなければいけないと思います。

教師の体罰の禁止というのはいつからだか、知っていますか。これは、明治の時代。1886年ですから、明治の何年だったか、いずれにしても教育令で教員の体罰は禁止されて、もう130年、140年たっているんですけれども、いまだに。だから、法で禁止するだけではだめなので、体罰に頼らない、暴力を伴わない実践、指導方法というものを、あるいは養育方法を開拓していかない限り、この問題というのは最終的には解決しない課題だとは思いますが。しかし、やっぱり子どもの権利の基本のところは、まずはこの家庭教育の問題ですので、1つ押さえておく必要があるでしょう。

それから、レジュメに戻りますと、もう一つ、大きな法制化の動きとしては、実は児童虐待防止法の改正、これは、今年1月、千葉県野田で起きた心愛ちゃんの事件がきっかけです。あれで国が動いて、今回の法制化にたどり着きました。実は、去年は違うメディアが動いていたわけです。去年の3月、私の地元ですが、目黒区の結愛ちゃんという5歳の女の子が、今回また、きのう、おととい、お母さんが法廷で、今新聞に大き

く紹介されておりますように、お願い、許してという作文ノートを公表されて、これも非常に大きな反響を呼んだ。

結愛ちゃんの事件があってから動いたのが、都議会でした。都議会は昨年1年間動いて、今年の3月に東京都の子ども虐待防止条例、この前もそうだったけれども、ときどき新聞報道が東京都児童虐待防止条例と書いてあるんです。これ、間違いなんです。子ども虐待防止条例、東京都のほうがちょっと進んでいるんです。児童虐待防止法の児童とは何歳までですか。18歳未満です。

だって、児童福祉の分野は、児童というのは18歳未満まで指しているんです。だけれども、児童虐待防止法なんて言ってしまうと、児童というと小学生とか思ってしまうのではないですか。子どもの権利条約も18歳未満なんですけれども、やっぱり児童で、中学生、高校生が対象から外れてしまう危険性があるので、私たちは大人に対する子どもということで、子どもの権利条約と。

ですから、子ども虐待防止条例のほうが、もちろん、適切な用語だと思います。ただし、東京都が最近「ども」を漢字にしちゃったので、すごくこれが気にかかる。僕らは、「ども」は開いているんです。なぜかというと、子どもの「ども」、これは子供の供。これは、家来とか、従者という意味ですので、大人に対して子どもが大人の附属物であるという意識。そういう意味合いが出ないようにするために、どもを平仮名、開いているのが私たちで、子どもの権利条約はそういう翻訳になっているんです。

残念ながら、東京都は「ども」を漢字にしていますが、それでもその条例はそれなりに、非常に新しいところを提案しているわけです。特にレジユメにありますように、子どもへの精神的な暴力の規制・禁止ということで、精神的な暴力というのは子どもの権利条約の19条に入っている言葉なんですけど、もともと権利条約は身体的暴力だけではなくて、精神的な暴力も禁止というのが基本なんです。

ところが、日本では体罰という言葉で身体のように物すごく目が行ってしまっ、精神的な暴力のほうが非常に緩いというか、視点が弱かったんです。今回は、東京都の条例は都民の政策意見提言があって、都民のコメント、意見を反映させた条例である特徴の1つとして、体罰だけではなくて、条例の第6条に、保護者は体罰その他の子どもの品位を傷つける罰を与えてはならないと。もともとは、国連のほうで精神的な暴力に対する規制は国連の勧告とか、一般的意見の中にそういう提言があったんですけども、それを受ける形で、子どもの品位を傷つける罰を与えてはならないと。

これは、資料4を見ていただきますと、正確には東京都子どもへの虐待の防止等に関する条例、この中で、今読んだのは6条の保護者等の責務ですけれども、この品位を傷つける罰については、第2条の定義の中の7項に、子どもの品位を傷つける罰と。これはどういう意味かという、保護者がしつけに際し、子どもに対して行う肉体的苦痛、または精神的苦痛を与える行為であって、子どもの利益に反するものを言う。

僕ら、体罰に対して心罰という言い方をよくしていたんですね、心の罰。だから、体だけではなくて、実は精神的に苦痛を与える罰のほうが、子どもたちにとってはこたえるんですね。これは後で、この部会に差し上げますけれども、今年、子どもの側というか、若者の側から見た体罰の意識調査をやりました。主には、子どもには直接聞くのは非常につらいんです。お父さんの体罰、どう思うなんて、子どもに聞いても、まともには答えられないわけです。

ですから、一応18歳から25歳という、つまり、子ども期をちょっと終わった直後の若者に聞いているんです。これも1万人のインターネット調査で、セーブ・ザ・チルドレンの調査は養育者側なんですけど、私たちは1年後に養育される側の意識ということで、セーブとセットになって、私たちが調査したのがこれです。これを回しておきます。できれば、部会のほうでご活用いただければと思います。

そこでは、やっぱり若者の側から見ても、精神的な苦痛を与える罰のほうがはるかにダメージがあって、すごく否定的感情が強いんです。ただし、それを体罰だとは受けとめていません。だから体罰だという認識はないけれども、非常に否定的な感情が強いのが、この精神的な罰の問題です。その意味で、東京都の条例は、まだ東京都しか適用されていませんが、今、厚労省が体罰禁止法制になったために、厚労省で体罰防止のガイドラインを今つくっています。

そのときに、今この回している報告書も参考にしたいというので差し上げています。特に今問題になっているのは精神的な暴力のほうです。体罰というのはわかりやすいんです。これをやってはだめだという、これをやっちゃいけない。問題は、精神的な苦痛を与え、その子にプライドを傷つけたり、人格を傷つけたり、言葉でなじったり、こういうものの予防の問題というのが、なかなかガイドラインをつくるのは難しいんですけれども。

今、厚労省では、その問題を取り組み始めているようです。本来は、この東京都のような品位を傷つける罰を与えてはならないという、この条文はできれば児童虐待防止

法にも入ってほしいんです。国の法律に規定されるべき中身だと思いますが、そういう部分も含めて、安心して子どもたちが生きる権利というのが問われていると。

この問題に対して、私たちの調査で、資料5を見てください。ここに私たちがやった調査の一部分が掲載されています。ここで何を見ていただきたかったかという、相談する意識と実態を中心とした調査結果ということで、子どもは相談しているのか、誰に相談するのか。子どもは家庭における体罰等を誰に相談しているか。これを調査して、下にグラフがあります。図1を見てください。体罰を受けた際の相談先と。

断トツに多いのは、誰にも相談しなかった。家族に相談しているというのが、やっぱり多いですね。家族の体罰は減ったにしても、家族に相談するというから、そこは家族の中の誰かに相談しているんだと思うんですけども。友人とか、教師とか、相談機関なんてほとんどない、わずかです。ほとんどの子どもたちは、傷ついていても、誰にも相談していない。なぜかというのが、表1の右にあります。

これは、体罰について相談することと、自分自身の身の安全、安全感との関係を調査したものなんです。それで、うちの院生たちがこの調査の中で、最初から想定していたのは、相談すると安全感が高まるという報告を書きたかったわけ。それで、例えば身体的暴力の中の相談したというところを見ると、件数は少ないんですけども、安全感をととても感じる、あるいはやや感じるというのが、全部合わせると8割を超える。だから相談することで安全感が高まったと書いてあるんです。

僕は、でも、おかしいぞと。下を見てみると。誰にも相談しなかったというところのほうで、これが圧倒的に多くて、その子、若者たちは、安全感は特に誰にも相談しなかったことで、とても安全感を感じる、やや感じるというのが、合わせると8割、9割だ。これ、どう思うんだと。院生と結構これはどう考えたらいいんだという話になったんだけど、結論は、子どもたちは、やっぱり誰にも相談しないことで自分の身を守っているんだと。

相談することは、やっぱりリスクを伴う。ここに下線を引いている8ページの下にあるように、相談することにより安全感が高まると見ることができるが、問題は誰にも相談しなかった場合であると。表30では、身体的暴力及びどなる暴言などの項目について相談しないことが、相談した場合よりも安全感をととても感じる、やや感じる比率が高く、90%近くに上っていると。子ども、若者の立場から見れば、養育する側の体罰等について相談することは、それ自体がリスクを伴う行動であるという意識が、子ども側に強い

ためと見られると。相談することが安心安全とストレートには結びつかない現状がある。

心愛ちゃんもそうでしたね。野田の心愛ちゃん、10歳の女の子は、小学校のいじめアンケートにお父さんの暴力を訴えて、先生、何とかできませんかと、こういう訴えをアンケートに書きました。その相談行為はそのまま父親に知られて、コピーが父親に渡されて、激しい虐待行為になって、遂には命を落とすという。つまり、裏目に出してしまう。子どもが自分の受けている暴力に対して、身近な大人に相談することのリスク。

実際に子どもたちの座談会みたいなのがNHKのeテレなんかで何度かやっていて、そういう暴力を受けた子どもがなかなか相談できないという実態、これはこのアンケートに限らずですね。ですから、都の条例も、例えば資料4の都条例の9条、通告しやすい環境というのが6ページの一番下にあります。その下線が引いてあるところですが、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が通告しやすい、または、虐待を受けた子どもがみずから相談しやすい環境、及び体制を整備するものとするところとあるんです。

それはそのとおりで、虐待を受けた子どもたちも相談できるような体制を組むと書いてあるけど、今の調査の結果を見ると、だからといって、相談体制をつくりました、はい、相談してくれと言っても、子どもたちが乗っかってくるかといったら、乗っかってこれないです。子どもたちがほんとうに安心して相談できる環境、条件は何なのかということをおとなの側がきちっと向かわないと、子どもたちの安心して生きる権利が保障できないですね。

どこの自治体も、小金井もそうですけれども、一般的な相談システムというのは随分完備しているんです。相談体制、いろいろ相談員はいますよ。だから、子どもたち、どうぞ相談してくださいと言っても、ほんとうに傷ついている子どもたちは、そう簡単に相談員に相談するかというと、できない。ですから、やっぱり子どもたちがほんとうに安心できるような相談体制とは何か、そういうシステムをきちっと子どもに寄り添って考えていく必要があるわけです。

プランの中、計画の中にも入っているオンブズ、これは川西市が始めた制度ですけども、子どもたちに寄り添う。第三者的な、子どもに寄り添う第三者としての相談機関として、オンブズを初めて川西市が始めたのも、実はもともといじめの問題、当時は東部中、大河内君事件の東部のいじめの事件があった後、やっぱりいじめを受けて、生きているのがつらいという子どもたちがアンケートで5%を超えた。

それで、何とか子どもたちの苦しみ、そういうつらい思いをしている子どもたちが相

談できる仕組みをつくらなければいけない。だけれども、通常の相談体制ではだめだと。やっぱり子どもに寄り添うような新しい仕組みをつくらざるを得ない。そういう意味では、一般的な相談とは相対的に区別された、そういう子どもに寄り添う第三者的な相談機関というものをつくるというのは、子どもの視点に立って初めてそういう制度論というのが導き出されてくるのではないかと思うわけです。

1つは、この現実の中で、特に今子どもを取り巻いている環境、その中で一番大きな問題は暴力の問題、これを何とかしなければいけないというのは、ほんとうに優先課題、最優先にやらなければいけない問題だと思います。

そして、もう一つ、子どもの現実で重要なのは、子ども自身の内面、子ども自身の成長の問題にかかった現実です。もう既に子どもたちの内面の問題として、今一番課題になっているのは自己肯定感の低下の問題です。これを言われて、2000年代に入って、急激に子どもたちの自己肯定感が落ちてきて、この問題、私もずっと言い続けてきているんですが、とどめを刺したのが今回の内閣府です。

内閣府が6月18日に令和元年版という子ども・若者白書を出しました。決定的な調査です。これ、対象も子どもだけではなくて、若者も。私は、子ども・若者支援と、最近、子ども支援だけではだめで、若者も含めなければいけないんですが、内閣府も満13歳から29歳までを対象にした調査を行って、結果は諸外国、6カ国と比較しているんですけども、子ども、これはインターネットですぐにこのデータがぱっと入ってきます。

日本の若者の自己肯定感は諸外国の若者に比べて低く、欧米など6カ国との比較で最も低かった。自分自身に満足しているという割合が一番低かった。もうちょっと具体的にその中のデータ、これは資料6に令和元年版の白書から、資料6、諸外国と比べて自分自身に満足している者の割合が低いということに対して、そう思うと、どちらかというとそう思うというのをよく見ていただきますと、日本は45%、5割も行かないんですね。ほかの国は、韓国でも7割超えていますし、アメリカは8割を超えている。欧米、あるいは韓国を含めて5カ国が大体最低でも7割は超えているんです。

要するに自己評価なんですけれども、自分に対する評価が極端に低くなっているのが日本なんです。かつて僕が言っても、いや、日本は謙遜の美德があるんだと。日本は謙遜の美德で自己肯定感が低くても当たり前なんだ、なんていうことを言っていた時代があるんですけども、そんなこと言っていられないですよ。今の子どもや若者の自己肯定感の低下の問題はほんとうに深刻です。正直言って早稲田大学も深刻です。

早稲田の学生で、自分のことを好きですかという自己評価でも6割ですね。45%から見れば、平均値よりは上ですけども、45%になっている理由は、本来、自己肯定感が高いはずの連中が高くないということなんです。だって、アメリカとか、8割を超えているわけですから。だから、アメリカでいえば、早稲田の学生は平均値にもならないんです。それはなぜかというのは、それは別としても、やっぱりこれだけの自己肯定感の低下は、ほんとうに無視できないデータになってきている。

この自己肯定感の低下は、それだけが問題なのではなくて、その低下によって何を引き起こしているかということ、子どもや若者から能動性を奪っているんです。何かを自分からやろうという能動的な活動意欲をどんどん減退させているのが、実は自己肯定感の問題です。私は、今度、10月、立川市で行われる自治体シンポでは、第7分科会という、子ども・若者の自立支援ネットワークという分科会を担当するんですけども、その基調報告を書かされて。

僕は、やっぱり今の子ども・若者支援の中心で何とかしなければいけないのは、この能動的な活動意欲の喪失の問題だと。ここは基調報告をそのまま要点のところを、文章をそこに出しました。今の子ども・若者の現実ですが、生きているのが面倒、いつ死んでもいい。子ども・若者の現場で、子ども・若者がよく発する言葉である。子ども・若者の自己肯定感の低下に歯どめがかからない。

その極端な低下が生み出しているのは、子ども・若者の能動性の欠如である。能動的な活動意欲と自己肯定感との相関性については、別な本でかなり詳しく書かれていますので、参考にしていただきたいんですが、いずれにしても、日本の子ども・若者から能動的な活動意欲が失われ始めている。生きる意欲、学ぶ意欲、意見表明、参加する意欲、人とかかわろうとする意欲、立ち直ろうとする意欲等々、子どもたちから能動的な活動意欲が喪失してきている。

特に生きる意欲とか、立ち直る意欲の喪失で、日本の子ども・若者の中で今深刻になっているのが自殺問題。青少年自殺は毎年記録を更新していますが、2017年度で年間341人、小中高校生の自殺件数、これは警視庁の統計です。どういうわけか文科省は250人とって、100人ぐらいの違いがあるので、この差は何なんだと思いますけれども、少なくとも警視庁ではこれだけの数の自殺者。

私たちの世界では、いじめ自死とか、体罰自死とかいう形で問題にしていたんだけど、実は全体で言えば、もっと幅広く、子どもたちが何かダメージを受けて、自分で

は解決できない問題を抱え込んだときに、あっさり自分を諦めてしまう。打たれ弱さといえますけれども、今の子どもたちがふだんはすごく安全に育てられてきているしっぺ返しでもあるんですけれども、何か自分では解決できない苦境に立ったときに、自分を守れない。守る力を発揮できない。そういう自死の問題、学ぶ意欲、人とかかわろうとする意欲の問題は、ニート、引きこもり問題、5080問題といって、引きこもっている息子、娘が50代に来ました。

私が担当している、引きこもりではないですけれども、大学院で抱え込んでいる院生で、今40代になっているのがいます。でも、僕は今年で定年なので、君の居場所として、ここにいることは無理だと。そういう子はどこにでもいます。どこかに居場所があれば救われるのでいいんですけれども、でも、今ほんとうに自己肯定感の低下の中で非常に大きな問題は、人とかかわろうとする、友達をつくったり、がんがんみんなと積極的に遊ぼうという、そういう活動意欲もどんどん失われ始めているというのが危険なところだと思います。やりたいことがない。

生きているのが面倒と言っている子に、何かやってみたいことないの、やりがいのあることないのと、そういうことを問いかけても、やってみたいことが見つからない、特にやりたいことが見つからない、そんな悩みを抱える子ども・若者たち。内閣府の前年度、2018年度の子ども・若者白書では、就労に関する若者の意識調査をしております。今年は自己肯定感の調査をやっているんですけれども、これは5年ごとなんですけれども、就労の意識調査の中で気になったのは、今は若年無業者ということで、働いていない人たちの働いていない理由を意識調査をしたところ、特にやりたいことがないからと答えている若者が18.5%。それから、働くのが嫌だからだと、これは16.1%。

いずれにしても勤労意欲というか、就労意欲を持たない、あるいは持てない若者が34.6%に上っている現実がある。そういう意味では……。ただ、そう言っている若者も、最初からそういう状態ではなかったはずなんです。うちの学生もそうなんですけれども、やりたいことが何もないよ、喜多さんなんて、よく言われます、学生に。でも、最初からそうではなかったはずなんです。

おそらく子ども期、遊び盛りの小学生のころにはがんがんやりたいことがあって、遊びたかったことがたくさんあったと思うの。でも、今の子どもたちというのはとてもいい子で、周りの親とか大人に対して、すごく気を使っている世代で、自分は後回し、我慢して、周りに合わせる。うちの学生は平気で言いますよ、早期教育は親の義務だって。

そういうふうには言われなくてください。早期教育をやるのは親の義務だって、堂々と今の学生は言います。

市でやっている調査でも、早期教育というか、スポーツとか、おけいことか、塾のところで大体7割超えていましたね。

○児童青少年係長 ニーズ調査でそうですね。

○喜多先生 うん、やっぱり、だから、子どもたちがほんとうにやりたい遊びとか、やりたいことというのは我慢して、親の期待に応えなければいけないという形で。特に、今中高一貫の公立校が増えてきちゃっている。私学だけだったら、まだよかつたんですけども、公立まで中高一貫になって、ほとんどの子たちは小学生から受験の準備を始める。どうも小3の秋ぐらいから受験のモードに入るらしいですね。

そうすると、小学生からほとんど、ほんとうにやりたいことは我慢させられて、先送りになっているんです。これはすごいストレスです。今一番恐いのは小学生のストレス。今、いじめの問題も中学生から小学生に移ってきています、主役が。それから、学校内暴力、これも今、小学生が主役になってきている。不登校も小学生が増えてきて、東京で私、つき合いがあるんですけども、今度、江戸川区に小学生専用のフリースクールを、江戸川の小学校の廃校になった学校を使ってオープンします。

中学校は葛飾で、私も理事をやっていましたけれども、葛飾中学校という中学生のフリースクールがありましたが、小学生専用のフリースクールもこれから始まります。それぐらい、不登校問題も今小学生に移ってきているし、暴力の問題も、今小3が危ないと言われているんです。昔は小3が一番楽だったと言っていた現場のスタッフがいたんですけども、今一番危ないのは小3だよと言っています。それは受験に入るからです。

自分のやりたいことを全部我慢して、親が何とか中高一貫で、あなたのためよと言われてしまうと、どうしても子どもは優しいですから。結構今、小学生がストレスをためているというのが現状にあつて。僕は、だから、そういう現状が実はやりたいことをやれないと。なぜ早稲田の学生が自己肯定感が高まらないかというと、僕は達成感がないからだと思う。自分のほんとうにやりたいことをやるために大学受験しているのではなくて、周りに合わせて、ある意味ではやらされて、やらされ感でやっている。

PISAの外国テストなんか如実なんですけれども、学力、大体10位以内に入るんです、OECDの加盟の国の七、八十カ国の中で10位以内に入っているんですけども、理数系の試験の調査ですが、意欲度調査というのがあるんです。理数系が好きか嫌いか。

日本の子どもは最下位なんです。僕もだめですけども、物理の先生はいいですね。理数系は日本の子どもは嫌いなんです。でも、結果は出すんです。

日本の子どもって、スウェーデンよりも優秀だと言っているんです。やる気はないけれども、結果は出す。こういう能力を持っているのは日本の子どもなんです。でも、ストレスはたまる、たまる。だから、それがいじめが40万件。しかも、その多くは小学生に移っています、いじめの問題も。ですから、このストレスを何とか解消すること。

それから、やっぱり就労だとか、ほんとうに若者の自立ということを考えたときに、何もやりたいことがないなんていう……。今年の就活は終わりましたけれども、うちの学生も見ていると、ほんとうに困ってしまいますね。あらゆる業種を受けますから。親が喜んでくれれば、一部上場であればどこでもいいわけです。だから、そういう選び方でいいのかと、問題提起はしますけれども。

そんなこと、知ったこっちゃないのでばっとやっていますけれども。だから、ほんとうにやりたいことで就活をするわけではない。だから、ほんとうにやりたいことが見えない世代になってしまった。その遠因をたどってみると、実は小学生からちゃんと遊んでいない。この問題が、そういう意味で僕はプレーパーク、冒険遊び場が全国400カ所つくられてきて、横浜市では放課後の遊びの中にプレーパークを組み込んでいますね。

そのぐらいプレーパークというのは、今時代の中で、ほんとうに今の子どもの現実を考えると、目いっぱい夢中になって遊ぶという環境をどうつくるかというのは、今の子ども・若者支援の非常に大きな課題になってきているのではないかと思います。小金井市の条例8条では、自分らしく生きる権利と。これが、やはり安心して生きる権利と、この自分らしく生きる権利がほんとうに大事な理念であって、これに合わせた施策、制度をどう組み込んでいくか、計画化していくかというのが、非常に問われているのではないかと思います。

もう時間がないので、補足はやめます。2枚目に行きます。こういう子どもの権利の今何が大事かというのを押さえた上で、それを保障していく手法というか、どういうふうな方向性があるのかとかの問題の中で、僕はやっぱり小金井市の場合に特に大事になってくるのは、公民連携、協働。目黒区でも、公民協働を進めるということで、私も目黒支援ネットというNPO法人をやっていますから、区と協働でいろいろな事業をやっていますけれども、大事なのは区の職員の研修なんです。

僕、何度もやりました。行政研修で、NPOとの連携協働というのはどういう意味が

あるのかという。残念ながら、やっぱり行政職の特に古株の方は、かつての市民運動に
対峙していた方々ですから、要するに何かをやらせる要求運動か、何かをやらせない反
対運動という形の市民運動は非常に典型的にあったんです。だけれども、自分が何をや
るかという視点がなかった。

それに対して、1998年に法律になりましたNPO法の精神、そこでのNPO活動とい
うのは、社会貢献、自分自身が何をやるかと。そして、行政は何ができるか、私たちは
こういうことができますよと。あなた方はこういうことをやってくださいと。そういう
形でコラボレート、一緒に汗を流そうというのが実は新しい公民連携のあり方です。で
も、それは両方が変わらなければいけないんです。

行政のほうの意識も、かつてのとちめられたり、罵倒されて、かわいそうな思いを
しているような状態の市民との関係ではないし、かつ、民間も変わらなければいけない。
民間だって、ただ要求すればいいというのではなくて、自分たちがやるということを前
提にした活動を提案していく必要があるし、子ども支援のさまざまな事業をどういうふ
うに、民間だったらこれができますよ、あなた方にはこういうことをお願いできないか
と、そういう連携が今後はやっぱり小金井市でも非常に大事なテーマになるのではない
かと。

特に、小金井市は、私も住民だったからわかっていますが、非常に貧乏市であること
はよくわかっているんで、民間の活力をうまく取り入れていかないと成り立たないです。
あらゆるサービス、特に子どもに関する事業は、やっぱり子ども問題に対して経験を蓄
積している民間団体が、やっぱり行政とうまく連携していくことが大事なのではないか
なと思います。

あと、最近注目されているのは、支援者の支援という考え方です。子ども支援をして
いる支援者、これは家庭や地域での、あるいは市民、NPO、あるいは学校や教師も、
そして、さまざまなスタッフ、支援者を支えていくというのも非常に重要な時代になっ
ていると思います。残念ながら、ゼロトレランスという厳罰化の時代、非常に責任追及
型、こういう中に子ども支援の現場も、そういうちゃんと支えていくということの難し
さというものを抱えている時代になってきています。

そういう意味で、厳罰ではなくて支援という、この子どもの世界を守っていくための
そういう理念を大事にしていく必要があるだろうということと、責任追及で非常に萎縮
してしまっているのが学校なんです。一応、元校長先生の話によると、子どもの権利を、

一応相当学習プログラムの中には反映させているとはいえ、しかし、先生たちは子どもの権利というと、非常に身構えるんです。

ほんとうに率直に子どもの権利を、子どもたちが大切にしてもらえるように学習プログラムを実施できているかという、学校の中に子どもの権利がなかなか入っていかない現実があります。そういう部分の普及啓発で、一般的な広報は当然リーフレットをつくったり、広報誌をつくったり、それをどう使うかが大事です。

そのリーフレットを使うのは、その子どもが手にしたときに、先生たちがこのリーフレットはどういう意味があるのかということ、そこできちっと指導するというか、アドバイスをすることによって、初めてそのリーフレットが生きるわけです。残念ながら僕はいろいろなところのリーフレット、子どもの権利のリーフレットが学校に積まれているだけで、なかなかそれが子どもたちに配られないこともあり得る。こんな現状もありますので、やっぱり学校との関係を改善していくということは、やっぱり福祉部局と教育委員会がもっと一体となった子ども支援の総合的な取り組みが浸透していくことが大事かと思います。子ども総合部局をつくるという実験をやっている自治体も結構増えてきています。教育委員会が保育所をやったり、福祉関係に教育委員会が入る事例も随分増えてきていますので、教育と福祉というものをもっと協働していくような、そういう行政内部の再編も視野に入れた取り組みが必要かと思います。

最後に、実際にはこの部会、そして、子ども・子育ての会議が当面しているのは次期計画。今回の計画をどういうふうに次期計画へ移行させていくのか。そのときに問われているのが、行政の伝統的な評価手法と、子ども施策の評価手法というのが必ずしもイコールではないという問題です。行政のほうのPDCAサイクルの手法というのは、これはPlan-Do-Check-Actionという政策評価法に基づいて、国がやっている評価を自治体も取り入れているというものです。

この4つPDCAにのっかって、効率性、成果重視、説明責任を追求するために、必要性や効率性、有効性等の観点から政策評価を行い、実績評価、事業評価、総合評価を有機的に機能させて行政が自己評価していく手法である。これは、どこの自治体も同じようにこういう自己評価の行政手法をとっているんですが、しかし、もう一方で、94年に子どもの権利条約が批准されて以来、地方レベルで子どもの権利の視点から子ども政策の評価検証を行う自治体が少しずつ増えてきています。

その現状は、資料でいいますと地方自治と子ども施策の自治体シンポで、そういう動

きを直に見ることが可能だと思います。資料7には、立川市で今年行います全国自治体シンポジウムの開催要項の一部を入れております。それから、こういう子どもの権利の視点からも、施策の実践交流と研修というのを始めたのが2002年からです。川西市から始まって、川崎市、多治見市、大体子どもの権利条例を制定した自治体を中心に、現在18回、18年目になるわけです。

ここでも、子どもにやさしいまちづくりをベースにした、特にユニセフが資料8にあるように2004年に子どもにやさしいまちづくりの行動のための枠組みというのを公表しました。9つのブロックというんですが、ここにある子ども参加、子どもにやさしい法的枠組み、これは子どもの権利条例です。まち全体の子どもの権利戦略、子どもの権利部局、または調整の仕組み、それから事前事後の子ども影響評価、子ども予算、定期的な自治体子どもアクション、子どもの権利の周知、独立した子どもアドボカシー、こういうふうな9項目を組み込んだ子どもにやさしいまちづくりを進めるべきだという、行動計画に相当するものをユニセフは公表して、今全国50カ国ぐらい、相当な自治体で、このユニセフの認証評価に基づく、つまり通常の行政の評価とは違う、子どもの権利条約に依拠した施策の評価が始まっているわけです。

そういう国際的な動きに合わせて、全国自治体でもいろいろ、さっきのレジユメの最後に戻りますけれども、川崎市、多治見市、目黒区、豊島区、魚津市、名張市、岐阜市、白山市、志免町、豊田市、射水市、上越市、札幌市、筑前町、こういったところは子どもの権利条例をつくって、その条例に依拠した子ども施策、単純にPDCAサイクルの政策評価だけではなくて、一応それは基本に置きながらも、それとは相対的に独自の立場で、子どもの権利条約に基づき、子どもの権利の視点から子ども政策の検証評価を行い、子どもにやさしいまちづくりを進めようという自治体が少なからず増えてきているという状況の中で、小金井市でもぜひ一般的な行政評価はベースとしながらも、やっぱり子どもの権利マターの評価を組み込んでいくということが非常に大事な時代になっているんだなということを申し上げて、私の話は終わらせていただきます。

ちょっと時間をオーバーしました。

○水津部会長　　ありがとうございました。あつという間に時間が過ぎてしまってびっくりしておりますが、非常に内容の濃い、最初に子どもの権利の基本を押さえないという私たちの希望のお話を、すごく凝縮して、していただけたかなと思って、とてもありがたく思っております。ありがとうございました。お疲れさまでした。

続いて、児童青少年課係長から。

○児童青少年係長 もう一つ、勉強会をご用意しております。小金井市子どもの権利に関する条例というものは何ぞやというところを、あまりご存じでない方もいらっしゃるかと思ひまして、作成させていただきました。私のほうは20分かからないぐらいで、走りながら進めさせていただきたいと思ひます。

パワーポイントの画面をお手持ち資料として本日お配りしておりますので、そちらをごらんください。今日の内容なんですけれども、大きく分けると3つ、子どもの権利条例の役割と、小金井市の条例の特徴、子どもの権利条例の意義ということにさせていただいています。

1の条例の役割では、そもそも条例とは何なのかというところからお話しさせていただいて、制定までの経過とか、子どもの権利に関する条例の位置づけなど、体系的な部分をお伝えいたします。2点は、小金井市の条例の特徴を、3では、子どもの権利条例の意義についてお話をします。

各条例の説明など、今日は途中を省かせていただきますので、もし詳細が必要ということであれば、今回、委員のほうには手引という形で、子どもの権利条例に関する詳細が載っているものをお渡ししておりますので、後でお読みいただければと思っております。

まずシート3、スライド3ページ目に移ります。まずそもそも条例とは何なのかという部分の説明です。簡単に説明すると、法律は国会で制定し、条例は都道府県や市町村など、地方自治体が制定いたします。力関係は右上にあるような形で、憲法、法律、条例の順番の形になっています。条例で制定できるものは、上部にあるものに違反しないとか、義務を課したり、権利を制限するものは必ず条例で制定しなければなりませんよ、などの制限はありますけれども、どのような内容でも地方自治体が定めたものであれば制定することができるというのが、基本になります。

ただ、民意を反映するために市議会などの議決を受ける必要があるもので、市長が自由に設定するということにはできないということになっています。条例というのは、その地域に住んでいる人みんなが住みやすいように、市が決めたルールや知ってほしいことを文書にしたものと思っただけければと思ひます。約束事です。条例とよく似たもの、施行規則や要綱というものもありますが、これは条例を補完する役割で、申請書の様式とか、会議の運営方式とか、そういう形式的な事務処理を定めていたりするものです。

シートの4に移ります。次に、小金井市で子どもの権利に関する条例が制定するまでの経過について、大きな流れをお伝えしようと思います。先ほど喜多先生のおっしゃっていた国連総会で1989年に児童の権利に関する条約、通称子どもの権利条約が全会一致で採択されたことが始まりです。日本は5年後、1996年に批准し、現在196の国と地域がこの条約を批准しています。これを皮切りに、地方自治体で個別に子どもの権利条例を制定する市町村があらわれ始めました。

一番初めにできたのが川崎です。小金井市でも2001年に小金井市長期総合計画第3次基本構想前期基本計画で、子どもの権利に関する条約の理念に基づく、子ども自身が十分に尊重される地域社会の土台づくりとして、子どもの権利条約制定を検討するという施策を打ち出し、2004年に権利条例の策定委員会を設置して本格的な検討を始めました。その後、策定委員会のほうでいろいろアンケートをとったり、どんな条文にするか考えていただいて、平成18年3月に市長へ検討した内容を答申し、市議会へ条例案が提出されました。そして、今から10年前の2009年、平成21年3月に子どもの権利に関する条例として制定、つまり小金井市に住んでいる皆さんに知ってほしいこととして約束事を決定しました。

シートの5、スライド5に移ります。子どもの権利条例というのは、子どもの権利条約が世界規模での約束事であるのに対し、小金井市に限定した約束であると言えます。先ほどスライドの中に、義務を課したり、権利を制限するものは必ず条例で制定しなさいよというものもありますということをお伝えしたと思います。住民税を徴収するとか、ごみ出しのルールとか、そういった強制力のある政策条例とは異なっており、この子どもの権利に関する条例は、子どもの最善の利益を保障するために、1つ目、子どもが権利の主体であること、2つ目、その権利の内容、3つ目、市や市民、その他の人たちが何をしたらいいのかということを経営的に示した理念総合条例となっております。

条例の目的としては、第1条で「すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井」を目指すということになっております。小金井市の子どもに関する政策については、長期基本計画もそうですが、こちらの「のびゆくこどもプラン小金井」、次期策定しようとしている計画も含めて、全てこの条例で定めた権利が保障されるように展開しているところです。

スライド6に移ります。条例の特徴です。小金井市の条例の特徴として、他市ではあまり見られないものとしては、以下が挙げられます。1つは、ほかの市でもあるんです

けれども、子どもの願いのこもった前文を子どもたちの意見でつくったことです。実際には、公募の小学生から高校生世代の子ども26人が子ども会議というものを開催して、そこで出た意見を中心に聞きながら作成し、その中で子どもたちから、愛情、意思、環境の3つが大切なキーワードとして設定されました。前文について、後でまたお伝えいたします。

2点目は、子どもにわかりやすい表現でつくったことです。普通の条例というのは、何々するものとするとか、しなければならぬとか、漢字ばかりの名称だったりとか、いわゆるお役所言葉と言われる一定のルールに基づいた固い表現が多いんですけども、小金井市では、子ども自身に条例の内容を知ってもらいたいという願いから、極力難しい表現を避け、漢字についても小学生で習う漢字以外はルビを振るなど、やさしい表現になるように工夫しています。

スライド7、こちらは前文になります。ここからは、実際に子どもの権利条例には何が書かれているのか、順番に見ていくんですが、主要な部分だけ説明させていただきます。まずは、前文です。前文では、子どもは愛情を持って自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、自分の意思を伝え、受けとめられることを願っています。子どもはよりよい環境で育ち、育てられることを願っています。このように子どもは愛情を持って育てられることで、自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者とともに生活していることに気づきます。そして、他者とともに平和な暮らしをつくり出すことが大切に思えるように成長することができます。

愛情、意思、環境は密接に関連し合いながら、大人へと成長していく子どもを支えているのです。愛情、意思、環境が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして愛情、意思、環境を願い、求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。前文、ちょっと省略はしているんですけども、子ども自身が考えた子どもの願いが表現されています。

スライド8、第1章の部分は全てここに書いてあります。1条から3条は条文のとおりなので、4条、5条について少しかだけ詳しく触れます。第4条は、子どもの権利の保障に関する責務と留意事項です。大人には子どもの権利を保障すること、子どもの最善の利益を第一義に考えることが求められていますが、これは子どもに影響を与えるあらゆる局面で判断や行動の基準となります。

また、ゼロから18歳未満と幅が広いことから、年齢や心身の成長に配慮するように、

この条文で求めています。また、大人だけではなく、子ども自身にも権利の行使に当たって社会の基本的な約束事を知り、他者を思いやり、互いの権利を尊重することを求めていくことも、ここに含まれています。行政として重要なのは、この部分に市の計画や事業の中で、つまりあらゆる市の事業において、子どもの権利への配慮が求められているというところになります。

第5条の啓発活動についてなんですけれども、わかりやすいところでは、のびゆく子どもプランでも事業としてお伝えしていたようにリーフレットを配布したりということですが、子どもたちや保護者に対しては、学校等でも日常の授業やスクールソーシャルワーカーの活動の中で、自分と他者に対しての人権教育も行われています。

その他、地道な活動としては、例えば中学校の夏休みの宿題で、調べ物のテーマに子どもの権利条約についてというものがあったりするんですけれども、それを調べるために問い合わせしてきた中学生に手づくりのレジュメを渡してみたりとか、あとは、職員についても、職員向けの条例のリーフレット、手引を作成したり、あとは、今年度については、現場の職員も含めた庁内研修会を行いました。

地域の大人に対しては、出前講座のような形で、民生委員の方などにもそうなんですけど、職員が研修を行ったり、健全育成団体に子どもの権利に関する研修会を開催したりとか、さまざまな機会を捉えて現在活動を行っているところです。

スライドの9に行きます。第2章です。これは、基本的な権利の部分、柱になる部分を書いてあります。第6条は、第1条を受けて、この章で特に大切な権利を定めているよ、それは年齢や発達に応じた配慮を必要としているよという説明になります。その後の7から11条が大切な柱という形で、安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、意見を表明する権利、支援を受ける権利と、総則的に定められています。

この5つは、小金井市の子どもに関する条例の柱となっているので、リーフレットでは必ずこれが一番わかりやすいように、条文から抜いた形で掲載をさせていただいたりしています。子どもの権利条約のほうでは、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利という4つが柱となっているので、これを5つにした時点で、小金井の子どもにとって大切な権利という形で整理をしたものと言えると思います。

続いて、スライド10、第3章に行きます。第3章は、子ども自身ではなく、周りにいる大人、12条で家庭、13条で育ち学ぶ施設、14条で地域での子どもの権利の保障が記載されています。13条の育ち学ぶ施設というのは、学校や児童館などの児童福祉施設のこ

とを指しています。13条と14条では、それぞれの条文の中で子どもの権利を保障する家庭の中の親をサポートし、市、施設の関係者、市民が互いに連携し、協力することも求めています。

第4章は15条だけなので同じスライドに入っていますが、ここでは、子どもにやさしいまちづくり、組織体制を市に求めています。

最後の第5章、第16条、子どもの権利の侵害に関する相談、救済についてです。ちょっとお話ししますと、現在、小金井市においては1つの窓口で相談を受けるという手法はとっておりません。具体的には、教育委員会の指導室と教育相談所と各校へのスクールカウンセラー派遣、あとは子ども家庭支援センターの総合相談事業や、虐待防止啓発事業、あとは児童館のほうで思春期相談という専門相談を行っており、そういったものが子どもに対する相談、救済という位置づけになっております。

また、お配りしたリーフレットにも記載があるように——ごめんなさい、子ども向けのほうだけかな、東京都の小平児童相談所やいじめ相談ホットライン、あと東京子供ネット、法務省の子どもの人権110番など、市以外の専門機関による相談窓口も案内するようにしています。のびゆくこどもプランの次期計画では、この第16条に基づく相談、救済機関の設置を取り組み事業の1つとして掲載する予定です。

最後のスライドに移ります。権利条例の意義です。ちょっと時間が押して申しわけありません。今見てきたように、条例として制定しているという観点から、まず市に関係する、大人も子どももみんなに知っておいてほしい約束事となっている点。また、内容として、子どもにとって大切なものが何か書いてあること。子どもにかかわる大人が何をしたらよいか、気をつける点が書いてあるということも大きな意義だと思います。

最後に、先ほど少し触れたんですけども、小金井市の子どもに関する施策について条例で定めた権利が保障されるように展開されているという点です。ただし、例えば全ての事業がゼロ歳の赤ちゃんに展開されるとか、豊かに育つ権利だけに特化するとか、そういう極端なことはしていないんですけども、小金井市の第4次基本構想で定義している小金井の将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ小金井市」という将来像を目指すための1つの指針として、子どもの権利が事業に反映されているかを各課で判断しながら進めている状態です。

実際に、どの事業に権利が反映されているかというのは、のびゆくこどもプランを評価、審議していただいている皆さん、見たことがあると思いますが、事業進捗状況評価

のほうに掲載されておりますので、もしご興味があれば、ごらんいただければと思います。

喜多先生のお話と重複する部分があるんですが、条例を制定した時点と現在の時代の変化についても、最後にお伝えしたいと思います。

まず、子どもの権利に関する総合条例の制定状況です。先ほど川崎市が初めてというお話をさせていただいて、目黒区で喜多先生がというお話もありましたが、今年の4月現在で48自治体が子どもの権利に関する総合条例を制定しています。

次に国の整備状況についてですが、批准した当初、法の整備が十分ではなくて、小金井市が条例を制定した時点では児童福祉法も改正されておりました。昭和22年の制定当初から理念規定の変更がされておらず、児童が権利の主体であることや、児童の最善の利益が優先されることなどの条約の内容が明確にはされておりました。これが平成28年度の法改正で明記されました。新たに児童虐待防止法など、足りなかった部分の法整備もされてきています。

これに伴って、一番最後、喜多先生のお話にありましたように、条約に基づいた考え方を市町村レベルで反映しようという取り組みを開始している自治体もあります。昨年10月から日本ユニセフが指導した、日本型の子どもにやさしいまちづくり事業のモデル検証というのを、5自治体で日本で行って展開され始めているところです。このような時代変化もあって、仮に子どもの権利条例が万が一なくなったとしても、子どもの権利条約の理念というのは守っていけるような環境にはなっているんですけども、小金井市ではこの子どもの権利に関する条例を指針として、子ども施策を行っていくと考えています。

以上で、ざっと流した感じなんですが、説明を終わります。

○水津部会長 ありがとうございます。ご質問とかもあるかなとは思いますが、どうしようかな。ちょっと時間があれなので、何かあれば、ここはというところがあれば、すみません、当然基本構想、小金井市の長期計画の中も子どもの権利条例が反映されたものとしての位置づけとしてはあるということですね。

○児童青少年係長 そうですね。

○水津部会長 この保健福祉総合計画というのは、また別途。

○児童青少年係長 はい、今回、子ども・子育て会議のほう、もしくは子どもの権利部会のほうではさ
らわれない計画にはなっているんですけども、こちらに例として出させていただいた計

画の1つに挙げている理由としては、障がい児とかの対応ですとか、母子保健の関係が保健計画のほうに入っていて、子どもに係るものは全て条例と対比ができていて指針の1つとして使っているという状況なので、載せさせていただきました。

○水津部会長 ありがとうございます。ほかに何かご質問のある方。

では、ここの勉強会は一応こちらまでということで終わらせていただきます。ありがとうございました。

引き続きまして、議題のほうに入らせていただきたいと思います。4の議題、取り扱う内容と今後の進め方の整理についてですが、これは前田さん。

○児童青少年係長 事務局です。資料2をごらんください。子どもの権利部会が取り扱う範囲について、整理をまずさせていただいてから進めていただきたいと思います。第1回子ども・子育て会議において承認された内容として、1、部会の設置目的。子どもの権利の尊重に係る事項について検討を行うこととなっております。2、部会の役割としては、次期計画の第1章（特に7-1）及び第4章（特に第2節）掲載重点事業の評価指標を中心に検討を行い、11月に本体会議に検討結果報告を行うという役割となっております。

その関係で資料2がホチキスどめになっておりまして、第1回子ども・子育て会議で掲載した資料50のうち、今回こちらに該当する次期計画の第2案、7ページと、39から44ページを今回お配りしております。

そして、上記を踏まえたスケジュール案という形なんですけれども、まず11月の本体会議に検討結果を行う必要があるというところから逆算をいたしまして、第1回部会のほうでは、本日ですが、勉強会と取り扱う範囲、今後の進め方を整理し、成果目標の変更の検討を進めていただきたいと思います。決定することとしましては、第4章の様式、形だけで構いませんので、最低限、決定をお願いしたいと思っております。

これを、9月19日の本体会議に報告を上げ、承認をいただきたいと思います。第2回、第3回の日程は後ほど決めさせていただこうかと思いますが、その間に事務局のほうで各施策の方向性の原案を作成し、第2回の部会より前に事前配布を行いたいと考えております。第2回の部会で取り上げられる議題と決定することについては、内容が1つ目、成果目標の設定の仕方、基本的視点1を中心というのが、先ほど第4章の、今ここについている資料のところです。施策の方向性に見合った事業が入っているかの点検と、子どもの権利の重点事業に上げるべき事業の整理についても議題とさせていただく予定です。

その中で決定することとしては、成果目標、様式を決めていただいたものに事務局案を入れたもので、第2回にお配りしますので、その中の成果目標の設定の仕方ですか、重点事業の整理のほうを決定していただきたいと考えております。その内容を10月23日の本体会議へ中間報告を入れ、承認をいただきたいと思っております。

この報告後、事務局のほうで各課へ照会をかけ、第4章全体に関して第3案の作成に入らせていただこうと思います。第3回の部会では、第1章の7-1を中心に課題と方向性の文言の整理をしていただいて、どのような検討結果報告を行うのか、最終的な全体のまとめを行っていただきたいと思っております。

その内容を、まだ時期が未定なんですけれども、11月中旬、本体会議へ最終報告を上げ、その段階で事務局でつくった第3案も提出し、子ども・子育て本体会議のほうで、今後は内容を審議、もんでいただくようなスケジュールを考えております。

次に資料3をごらんください。第4章の事業の成果目標の変更イメージということで、今回様式を決定していただきたいものの案が裏面にあるんですが、現状の形でご説明させていただきます。

第2回部会で②に入っていた内容の、施策の方向性に見合った事業が入っているかというところなんですけれども、資料2の39の原案をごらんください。1-1の子どもの権利を浸透させる基盤整備を進めますという施策の方向性について、本体会議のほうでこの施策の方向性に見合った事業になっているかも確認したほうがいいのではないかとというご意見があったかと思えます。それを反映させていただいて、まず目標を設定していただいた後に、各事業の取り組み内容がこっちより別の施策の方向性のほうがふさわしいのではないかとか、そういった内容があれば、そういったこともお話しいただければという趣旨になります。

○水津部会長　　そうしますと、今この資料2にある、これは原案のままですね、この間会議に出た。この素案の第2案というところの第4章と、ここの部分の2節ということ？ 第1節、子どもの育ちを支えますの中の1-1のところとか、結局どうすればいいの。この会議、部会で取り扱う範囲がどこなのかということを決めるということですか。

○子ども家庭部長　　済みません、私のほうから説明をさせていただきます。今回の部会のところにつきましては、資料がございますけれども、計画の策定というところで、基本理念、基本的な視点の目標というのは、このまま進めさせていただきたいという旨、お話をさせていただいたところです。

そういった動向の中で、7番目に課題と方向性というところで、子どもの権利の尊重というところがあります。ここが最終的にこのような形でいいかどうかというところを、ご確認していただきたいというところが、まず1点の役割としてあるかなと思っています。

2点目といたしまして、施策の体系としまして、基本視点1、2、3とあり、それぞれ目標が1、2、3、4、5、6とございます。施策の方向性として1-1から6-3までがあり、いわゆる第2節の中でそれぞれの事業があります。これ、大部分、ほとんど子どもの権利に関する条例に含めた事業でありますけれども、さっき喜多先生のほうから、ある程度現状を踏まえて、特に条例上でいきますと第7条とか、第8条というところがポイントになるようなお話をいただいたかなと思っています。

そういった状況の中で、現在、我々としては調査をしたものはまず載せてあります。ただ、この後、これの第4章、いわゆる事業についてほかに貧困の計画も含まれるという形になります。貧困に関しては、今国のほうでも大綱をこれからつくるといった状況がありまして、そういったものが、新たにまた計画として入るものも出てくるかなという状況であります。

あと、そのほかにいいますと、これからまた各課に最終的な確認をしますけれども、その中で計画が入ってきたりとかします。あと、そういった計画の中で、さっき言ったように、この施策の方向性に事業が載っていますけれども、それがこの位置づけでいいかどうかということと、今日、先生のお話を聞いて、こういう事業、足りないよね、あるといいねというところを、また皆様方に持ち帰ってもらって議論していただくという形が、1つあるかなと思っています。

それと、あと本体会議で言われています、いわゆる事業の成果目標と言われる形で、どのような形、目標にしていこうかということに関してかなと思っています。喜多先生といろいろお話をさせていただいた中で、なかなか数値で目標を立てづらい部分も子ども施策はあるのではないかという形のアドバイスもありましたので、そちらのほうにつきまして、この後議論をしていただきたいというところが、まず主なこちらのほうで検討をしていただきたいという形で、我々としては考えているものです。

そういったものを、今現在3回という予定ですが、また状況により、そこは検討しますけれども、そこでもんでもらったものを本体会議にかけさせていただくという形になるというところで、そういう形で、とりあえず整理の仕方としては、ここで言ういわゆ

る、まず事業成果、目標がこういうのでいいのか、どうしようかというのを後ほど議題にさせていただきたい。それと、施策の方向性としてここの分野でいいのか、ほかの分野でいいのかというところが2点目。3つ目として、さまざまな現状を、今喜多先生のほうからお話を聞きながら、こういう事業がというところがあれば、また出していただきたいというのがポイントというところで整理をしていただきたいというところでは。

前、お話をさせていただいたとおり、子どものうちののびゆくこどもプラン、計画が市の総合計画より先に策定することとなってしまいます。子ども家庭部の関係はある程度反映できる部分はあるんですけども、どうしても他部に関係するところに関しては、総合計画ができた後に反映せざるを得なかったものもあれば、それぞれの審議会というものがありますので、そこで確認をとらないと反映ができないというものも、今回の改正の中では諸般の事情があるということだけをご理解をしていただきたい。

ただ、そういったところで皆さんから出たご意見に関しては、各職場のほうにお伝えさせていただいて、反映できるものは反映させていただきたいというところで、現時点での部会の整理としては、このように事務局としては考えております。ただ、それに縛られるものではないという形だけお伝えさせていただきたいと思います。

○水津部会長　　ということは、どういうことだ？

○児童青少年係長　取り扱う範囲のところは、前回の本体会議の中でもお示ししている、この資料2の後ろについている子どもの権利部会用の抜粋のところ、資料50、これが基本になります。ただ、こちらを見直していく中で、ほかの部分にも影響するよねとか、反映したほうがいいよねというところを反映させるということを防げるわけではないので、ここは基本の部分になりますよということをお示ししているという考え方になります。

この会議の限られた回数の中でメインに見ていくのは、まずはこの資料50と右肩についているものがメインになりますよということで、ご確認をいただくというところが範囲の確認になります。

○水津部会長　　わかりました。

では、その大きなタイトルは変わらないけれども、中身については今後検討の余地ありということですね。ということを確認して、よろしいでしょうか。

○児童青少年係長　はい。あとは、スケジュールのほうも、このような案で動いていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○水津部会長　　ということは、わかりました。大丈夫でしょうか。

○鈴木委員　　そうすると、今日の会議でこの最後についている案のどれにするかというのを確定するところまで。

○児童青少年係長　そうですね。事務局案を作成するに当たって、フォーマットが決まらないと、ほかの案もつくれないので、どういうイメージをつくって。

○水津部会長　形式のことですね、中身じゃなくて。どの形にするかだけを決めれば、あとは中はまだまだということ。

○児童青少年係長　中身は次回以降、させていただければと思います。

○水津部会長　そうなんです。やはり成果目標のところの、多分、鈴木さんがご意見を言われたと思うんですけども、数値目標が現在の人数調査よりも上回ればいいのかということところがちょっとどうなのかという話とかもありましたし、認知の成果目標、何%というのをそこにいれるのがほんとうに合っているのかどうかという問題を、それこそ喜多先生のお話を聞いた中で、何が必要なかを考えた上での成果目標の設定なり、表記の仕方をしたい考え方だと思っていたので、今日はまず、これで決まりじゃないんですけども、こういうイメージでまず1回つくってほしいですということを決めたら、その後、次の会議までに事務局から原案が出るので、それを事前に私たちが検討して、意見をまたちょっと、先ほど前段のところでも申しましたけれども、この会議でいきなりだと、なかなか時間がないので、本体会議のように意見を挙げて、それをある程度調整しながら次に進めるというやり方をしないと、時間がないと思うので、そういう形の進行になりますけれども、大丈夫でしょうか。

○鈴木委員　　済みません、この案1、2、3とあるんですけども、僕の個人的な感覚としては、どれでもいいんですけども、その中身をどう聞くか、何を指標にするかという部分がなければ、どれに決まっても、賛成も反対もできないという感じがするんです。具体的に言ってしまうと、権利条例の認知度という評価でいいかということです。みんなが知っていますと。権利条例を聞いたことがあるという人がクラスの90%を占めたら、それがいいのか。権利条例、よく知っていますかと聞いたら、突然それが10%になったとか。そういう状況で、何をもちよとするかという、そこが議論の中心であるべきかなと思います。

今、それを後回しにして、箱としてこういうふう聞くかという議論は、ちょっと順番が違うかなと思います。

○水津部会長　　ただ、案を1、2、3、4といろいろあるんですけども、見ていただくと、例えば

案1ですと、これは別にこの文章で決定というわけではないですけども、文言で表記しましょうみたいなことを決定すれば、数値目標とか、そういうものではない形、説明。そうです、説明してもらったほうがいいかな。

○子ども家庭部長 済みません、とりあえず今日、まず1つ確認したいのは、今日の時点で何をやっていくかというところをご理解をさせていただいて、ただ、妨げるものではなく、今日の時点ではご理解をさせていただいたというところで、役割はまずよろしいですね。

それでは、今日、また次にお願いしたいのが、いわゆる目標の設定のところ、事務局のほうで資料を用意しましたので、その説明を少しさせていただき、今日できましたら、これに関してご議論をいただいて、仮というわけで、こういう方向でどうかというところまでまとめていただければ、次回、それにつきまして事前に資料をつくらせていただいて、事前にお渡しするというところまで、意見がまとまるようでしたら、まとめていただきたいという思いでおりますので、その辺を踏まえて説明をお願いします。

○児童青少年係長 はい。資料3のほうでご説明させていただきます。第4章の事業の成果目標の変更イメージについてです。子ども・子育て会議において実績に対する数値目標ではなく、理想の目指す姿、目標を文章で提示するのはどうかという意見が出されました。先ほどの喜多先生のお話にも、行政の評価指標と子どもの施策の評価指標が必ずしもマッチしないというお話もございました。

そこで、事務局では、表記について、まず案を作成して、今までは何かしら必ずの数値目標を設定して、それに対する評価をしていくのが成果の目標として掲げさせていただいていたんですけども、裏面をごらんください。案1につきましては、理想とする像を文言のみで掲載して、成果の評価の方法というのは別に設定をする。別のページだったり、ここの文言をというよりは、全体でこの数字が上がればいい。例えば自己肯定感というお話が先ほど喜多先生のほうにありましたけれども、そういったもので全体で見ればいいという整理が1つ目。

第2案としては、事務局で提示していた成果指標はそのまま残しつつも、目標としてはやはり文章でしたほうがよいのではないかというもので、作成をしたイメージになります。

第3案につきましては、子ども・子育て本体会議のほうで、認知度を30年度実績を載せるのはいいけれども、参考値でいいのではないかという意見がありましたので、目標は文章で掲載させていただいて、その同じところに参考という形で実績値を掲載するの

はどうかという3案に提案をさせていただき、形としてはつくり込みをどうしようかという相談をさせていただければと思います、つくらせていただきました。以上です。

○水津部会長 はい、ということで、簡単に言えば、文章化で表現するものと、従来どおりのものにするのか、あとは数値目標ではなくて、それはあくまで参考数値として残しておきながら、文章を入れるのか。その大体大きく言うと3つの方向でということなんです。中身はまだこれからなので、形式上の内容なので、そこをちょっとご意見をいただければと思うんですが、いかがですか。

今日、我々、よその市も参考でいただいているので。

○児童青少年係長 そうですね。参考で松本市と札幌市のものを委員にはお配りさせていただいております。松本市のほうですと、小金井でいう施策の方向性というのが推進施策1とかいう形になっていて、その下にどうしていきますというような目標が文言で載っている形になっています。イメージとしては、案1に近いのかという形です。

札幌市については、札幌市も基本的には文言で、文章で目標を設定しているようなんですけれども、特色として、131ページ、一番最後のページ、成果目標の設定についてというところで、個別の成果目標を設定するのではなくて、計画全体ではこの数字を追うよ、各目標ごとにはこういう数字を追うよというのを一覧にして提示しているのが見つかったので、参考になればとお渡しをさせていただいています。

市としては、目標を掲げて何も評価できないというのも計画の意味がなさないもので、何かしら現状と5年後なりというところで比較をして、進んでいるのか、進んでいないのかという判断をするための成果指標というのは、どこか評価指標を設定はしたいなどは考えているんですけれども、子ども・子育て会議の中でも意見がありましたように、必ずしもこの事業の成果目標というところに固執しているわけではなく、どういう形にしたら市民によりわかりやすい形になるのかというのを、ご意見をいただければと考えているところです。

○水津部会長 はい。ということなんですけれども、いかがでしょう。

○鈴木委員 僕ばかり言ってしまうけど。小金井市としてどうしたいかというところが、まずありきだと思うんです。成果、現状からどれくらいよくなかったかというのを評価したい気持ちはわかるんですけれども、本来、目的はどうありたいかというのがあって、そこに対してどうかということだと思うんです。知っていたらいいのかとか、そういうわけではないと思うので、その部分を議論すべきかなと思うんです。

今日の勉強会で結構いろいろ気づきがあったんですけども、例えば喜多先生のお話の前半部分、子どもの現実1だと、体罰とか、精神的な暴力ですとか、そういう外的なものから身を守るための。そうする場合に、受けている人と、行為を及ぼしている人と、第三者がいるわけです。それぞれに対してどうちゃんと権利が浸透していて、権利意識を持っているのか。それを働かせているのかというのが、評価したい部分だと思うんです。

極端な話、子どもの権利条約という言葉が知らなくても、こういうふうに思いますかと。例えば守られていると思いますかみたいな質問があったときに、思っていると感じていけば、それは政策としてはいいのではないかなと思うんです。だから、条例の認知度よりは、小金井市はこういう条例があります。あなたはそれを感じていますかと。ほかの人にもそういう権利を尊重していますかとか、そういうような聞き方でもいいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○小川委員 基本的には、鈴木委員が話している方向でいいだろうなと思います。変に数値目標を出してしまうと、例えばこれから詳細なところで、いじめの件数の相談がありましたか、みたいなところで、例えば増えたらいいのいか、減ったらいいのかという課題だって出てきます。前回も話しましたがけれども、数値で出す場合、のり順、もと順の関係でどこで見ていくかということも非常に難しくなってきますので、文言で表記をしいったほうがいいだろうなと思います。

その文言も、いろいろなものを参考にしながら評価をしていくという方法があると思いますので、そういうものを参考にしていくのがいいのではないかなと思います。例えば、先ほど当局から示されたもので、基本理念等のところで、のびゆくこどもプラン、7ページのところなんかそうなんですけれども、方向性としてはこういうふうに出しているというところで、例えば子どもの権利条約の実施に関する第3回日本政府報告についてのNGOレポートと。

サマリー版で、私、見させていただいたんですけども、例えば、その中で待機児童と保育の質をめぐる問題が提起されているんです。小金井市は、これに関してはかなりクリアにした。それから、いじめ問題のところでもSSWの設置等を提案しているというように見ると、本市ではもう実際に行っていると。

それから、人権教育、子ども権利教育は、むしろ後退していると、NGOのレポートでは言っているんですけども、本市ではいろいろな施策をしているというところを考

えると、文言でいろいろ評価をしていったほうがいいのかなどというふうに思いました。

それから、つけ足しになるんですけども、例えば子どもの参加等に関しても、喜多先生が「子どもの権利研究」の6号で出されているんですけども——そういう冊子があるんです。「子ども計画における総合化と市民・子供参加」という題で論文を出されているんですけども、そういうのを参考にしながら評価というのもできてくるんじゃないのかなと思いました。以上です。

○古源委員 私も、現状案としてのこの目標設定が非常に苦しく行われているなというのを本体会議のほうで感じてはいたんですけども、その中で、今お話のあった、その理想とする姿というものを確定させることによって、それを小金井市の方向性ですよ、方針ですよということが、きちんと伝わるのがまず大事なことになるのかなというふうに感じました。

その上で、評価方法についてなんですけれども、個別に細かい一つ一つの成果目標に対する評価というのが必要なのかということを見ると、やはり札幌の例なんかはちょっとわかりやすいのかなと思ったんですけども、この評価に対して成果目標を設定して、大枠での成果というものを考えていくというのは非常にわかりやすいのかなというふうに思っております。

○水津部会長 ありがとうございます。人数が少ないので、私もちょっと意見を。やはり、個人的にも文章、この松本のやつみたいに理念があって考えられる事業を別途、そこは具体的に挙げないと、文字だけだと、何の言質もとれていない感じになってしまうので、議論は もちろん挙げていく必要はある。そこに対しての工夫がこれから必要なのかなと、個人的には思っているんです、いろいろな部分のところ、ここに入るような。

それプラス、評価に関しては、例えば今度、調査しますね、子どもの。

○児童青少年係長 青少年問題協議会のほうで、子どものアンケート。

○水津部会長 そうですね。そういうものとかを並べて、子どもの意識が上ったとか、あと、次のニーズ調査で、子どもの権利に関するものをもう少しきちんと通るとかというような形での目標というか、参考評価みたいなものをつけることはしたほうがいいのかとも思うので、そういう形でのつくり方を、できたらお願いしたいかなと思っているんですけども。

おそらく、皆さんもやはり文章化がいいんじゃないかという成果があると思うので、ぜひ文章化の方向でお願いしたいと思うんですが、どうでしょう。いいですか。

○子ども家庭部長 ちょっとすみません、参考までなんですけれども、これ、松本の場合というのは、

いわゆるうちで言う、第4章のみだけの単独で計画をつくってしまっていて、いわゆるこれから本体会議で議論する第3章と別に計画というのがあって、計画自体が2つあって、委員会を2つ組織しているというのが、この松本の形です。

これ、札幌のほうの場合は、逆に推進計画が先にあって、その後、事業計画ができていますので、それを、今うちがやろうという形にしているというふうな形の計画での位置づけというところで、多分、これだと31年度版で今年度で終わりですけども、一応、今同じような形で計画づくりを進めているみたいですけども、このような骨格で進めるところは、ホームページに出ておりました。

そういうことで2つ出させていただいた。とりあえず皆様方に、さまざまな本体会議で意見が出たので、ちょっと部会のほうで、まずこの方向性だけというところに今、委員さんのほうにもご意見をいただいたところですけども。

喜多先生の方からもお願いします。

○喜多先生 アドバイザーって、なかなか難しい位置だなとつくづく感じながら、非常に言いたいことをうずうず我慢するのは、アドバイザーって大変だなと。部会はそちらでやっていっちゃうので。

ちょっといろいろなことを、実は計画のところの意見もあったんですけども、時間的に省いちゃったところもあるんですけども。次回にほとんどは回していいと思っているんですけども。

ただ、1カ所、どうしても今日言っておきたいことがあって。例えば松本だと、施策の方向の1に、子どもの命と健康を守り、大切に環境づくりをするという、こういう方向性の中に、9番の子どもの権利相談、こころの〇〇と、これオンブズなんですけれども、こういう相談体制は、子どもの命という関係でつくっているわけです。

だから、こちらは子どもの最善の利益という目標1の中で、オンブズが39ページですが、入っているんですけども、どうもぴんと来ないのが、自分らしく生きる権利と相談体制というのを組んでいるんです。僕の今日の話は、ほとんど安心して生きる権利なんです。子どもたちが、つまり命の問題として、安心して生きる権利と相談体制というのをリンクさせるというのが今日の私の話だったので。

もちろん、自分らしく生きるという自己肯定感に関連した相談体制も大事ですよ。だけれども、2のところ、つまり40ページの1-2では、自分らしく生きられる相談体制という柱になるんですけども、そこにスクールソーシャルワーカー、カウンセラー、

そういう人たちがここに位置づいたんですけれども、これも、どちらかというと、いじめの問題がメインにあるので、自分らしく生きるというのと、ちょっとやっぱりこの権利の理念でいいのかなという。

ここも、やっぱり安心して生きる権利の中で、カウンセラーやソーシャルワーカーの相談活動というのがあるんじゃないかなと思うので、そこは今日の僕の報告というか、レクチャーとの絡みで、ここは次回、検討していただけるとありがたいなというか、感想です。私はアドバイザーですから、これ以上は言いません。感想として、ここだけは何かそぐわない感じがあって、検討いただけるといいかなと思いました。

それで、オンブズのところも、子どもの声を聞き、子どもにとって一番いいことを一緒に考えて考える場所と。つまり、相談の中身が命の問題というかね。本来だったら、そういう虐待や、いじめや、暴力にさらされている子どもたちの相談活動という、そういう意味合いがなかなか見えてこないなと、この事業内容の中身も。その辺、ちょっと、そこを感想として次回検討していただけるといいのかなと思いました。それだけです。

あとは、次回、アドバイザーとして何か意見を求められたら言います。

○水津部会長　　そうですね。ということで、どうでしょうか。

○子育て支援課長　例えば、今お伺いした皆さんのご意見を若干まとめる形になると、多分、今の思いとしては、これでご提案した案でいくと、多分、案の3が一番イメージがあって、目標のところは、その理念となるもの、ゴールになるべきものというのをきちんと文言で説明した上で、指標になるものを、細かい指標をあげつらうのではなくて、例えば札幌の最終ページのように、あるべき姿をある程度総括的に評価したものを載せるというところが、今回のこの5カ年にまたがる計画としては、細部にばかり目を向け過ぎるのではなくて、まずは大きなところをきちんと見定めるという意味では、今の気持ちに近いようなフォーマットというふうな捉え方になるのかなというふうな感じはしたんですけれども。

差し当たっては、そういうお考えで相違は大きくはなさそうですか。今、今回仮にこの目標のところを左側に文言で書き、右側のところに参考を書きということで、仮に入れているので認知度、保護者で9.4%というのが今は仮に入っています。なので、そうではなくて、例えば権利が守られていると思えるかとか、幸せだと思えるかとか——例えばですよ、とかっていうのをもうちょっと大きな視点での質問なり、調査指標なりみたいなものを入れていく。そのために、では、何がやるべき事業かというものが、下

に入っていくというようなイメージでいいですかね。

○水津部会長　そうですね、無理やりこの表の中に入る必要性はあまり感じていないと思うので。

○子育て支援課長　例えば、では、こういう札幌のように別のところにまとめるというのもありかもしれないし、こういう指標を考えるとところを、言葉なり、違う書き方で表現をして流すというようなのもあり？

○水津部会長　そうですね。基本的には基盤整理の目標のところは、きちんとした文言があって、さらに具体的なものは当然出てくると思うので、そこがあって、指標に関してはもう少し議論の余地があるかなと思うので、そういう形のフォーマットで、やってみていただけますでしょうかしら。

○子育て支援課長　次回、ご提案させていただくと。わかりました。例えば、案2のように、幾つも指標を載せるというところに重きを置くのではなくて、まずは相対的にそれを理念としてあらわすような指標があればよいと。もし、それを検討していく中で、仮に複数あったほうがいいものがあれば、それは別にそういうふうに置いていけないということではないと思うので、それは次回のご提案の中で調整させていただき、ご意見をいただくような形でよろしいでしょうか。

○水津部会長　そうですね。今、喜多先生のご意見なんかもあるので、場所の問題とか、この部分と下の部分の違和感みたいなものを少し整理していただいて、ご提案いただいて、それを、また次回検討を事前にいただければ、〇〇〇〇できるということと、ご検討させていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○古源委員　喜多先生の先ほどのお話から、今のコメントを考えたときに、やはり子どもの命ということに関して、その視点で権利を考えようよと、そういうご指摘だったのかなと、ちょっと今思ったんです。そうなってくると、この基本的な視点と基本目標の構成が変わってくるような話になってくるのかなと、ちょっと今感じているところなんですけれども、ここはいじらないところでしたでしょうか。

○子ども家庭部長　先生のお話を伺ってきている状況で、特にその中でも安全性というところのお話を伺っています。また内部でも、それもひっくるめてお預かりはしていく状況というふうな形にはなっているかなと思っています。ちょっと、小金井の現時的にいきますと、虐待的な相談は減っている傾向があります。小金井市は相談件数的にはちょっと落ちついている。ただ、家庭相談が増えていると。

養育相談が、やはり増えているですとか、全体の相談件数としては、小金井としては

増えている傾向というのは変わらないというところが、まず虐待のほうになります。

あと、いじめのほうに関するところに関しては、今、いじめ防止条例というものの作成に向けて、委員会を教育委員会のほうで立ち上げて準備をしているというところがあり、この間のところで、不登校は少し人数が増えているという、データのなものは、ちょっと出ているというのは、小金井市としての現状かなと。

あと、いわゆるさつき先生のほうに、なかなか相談の相手が見つからないというところは、我々も別の青少年問題協議会でも、2校ぐらいの調査でも、やっぱりそういう傾向が出ていたので、そういったのは次のアンケートにも反映させていただきたいというふうな形でやっているという、傾向としてはとりあえずあるというふうに思っています。

ですので、そこは皆さん方とまとめて、どうしても最終的には本体会議にかけなければいけない。ですから、そういうご意見があったというところを、今日受けとめさせていただくという形でいかがですか。

○水津部会長 かなり整理をしなくちゃいけないかなと思うのですが、今、そこをご整理いただいたものをもう一度見せていただいてという形でやるしかないなので、そういう方向でお願いします。確かに、子どもの命を守るというふうに、なかなか読み取りにくいところがたくさんあると思うし。

○子ども家庭部長 そうですね。虐待、また今週になって、また同じような事例というところが、やはり大きな反響はあるかなと思っておりますので。とりあえず、その安全という形で含めた場合に、ちょっと今までつくっているところがどうなるかというところの中でも考えます。

それとあわせて、目標というところに関して、今いただいたご意見というところを、ちょっと文章と市が求めている像というところで、21項目ちょっと事務局のほうで考えさせていただいて、それを事前に投げさせていただくというのが2つ目になります。

3つ目として、先生のお話を聞いた中で、ちょっとこの事業は抜けている、——または、もしかしたらこの番号は変わるかもしれませんが、こっちがこっちにあったほうがいいのかというのは、もしそれが視点があるようであれば、それは今日、済みません、委員のほうに宿題とさせていただくという形で、本日の会を整理させていただくという形でよろしいですか。

○水津部会長 はい。おそらく、出された、もう一回のびゆくこどもプランを見た上で、もしかしたら、ここ、どうなのというところもあるかと思うので、ここにかかわるものだけではな

い部分も目を通さないといけないかなと思ってきたので、そこも、委員で大変でしょうと思いますけれども、皆さん、やっていただきたいなということですね。

事務局にも課題はいっぱいですし、私たちも、委員としても課題を持って次に参加しなくてはいけないというふうにも思っています。よろしいでしょうか。非常に大変だということ、すごく、自分で言っていて、自分でびっくりするぐらいです。資料があちこち行ってしまいました。

その他。それでは……。

○子ども家庭部長 すみません、さっき私が言ったような内容を、次の本体会議で部会長なり、我々事務局のほうで、まずご説明をするというところをご理解してください。

○水津部会長 そうですね、次の本体会議で、ぜひ今日のお話も——どこまでまとめられるか、報告は11月のということではなく、次の本体会議でも進捗状況というか、報告させていただきたいと思っていますので、そういう形でよろしいでしょうか。

○小川委員 すみません、次回提案されて。流れとして、オンブズパーソンみたいなことが出てくるかと思うんですけども、それは、次になりますか。

○児童青少年係長 はい、そうですね、次になります。

○小川委員 わかりました。

○子ども家庭部長 オンブズパーソンについては、今までも実施に向けて検討というような表現をさせていただいています。ただ、一応それに関しては、内部の役所のメンバーの中でも権利部会というものがある中で、お話をさせていただき、相談体制の充実とともに、第三者機関は設けてという、意見がまとまっているところはあります。

一応、今現時点の計画で、この時期につくりたいという案は出させてはいただいています。

○小川委員 それは既定事実として？

○子ども家庭部長 とりあえず出させてはいただいておりますが、それに関しても、実際、例えば常設的なのが小金井にとっていいのかというところ。あと、当然今、いろいろ場所の問題とか、そういった問題。そこをどのような体制とするかというような形の問題。また、今回、そのアンケートも子どもさんにとらせていただきますので、そういうものもひっくるめた形で、今とりあえず計画のほうには入らせてはいただいております。ですから、基本的には、市としては、つくっていく方向性というふうな形で考えているというところではあります。

○小川委員　　新しい組織として、制度というか、組織としてつくる方向でか、現在ある、小金井が持っているものを活用していくという方向ではないんですか。

○子ども家庭部長　　というものもひっくるめて、どういう形で運営していこうかというところは、今もみ始めている、検討しているという状況はあります。

○小川委員　　国立市が、29年に子どものオンブズマンをつくりましたね。そのときに、どこの組織のところに入れたかという、総合の中に入れてありますね。小金井もそういう形になるのか、全く別のものとして考えているのかというようなことを、やっぱりここで話をしていかなければいけないのかなど。

例えば、平成30年の小金井市福祉サービス苦情調整委員の報告がありますね。その中で、子どもオンブズマンなども、条例を変えれば入るのではないかなというふうに思うんです。今、ここで弁護士2人やっていますね。例えば、今度やるのに、常設でやっていくのか、週休でやっていくのかとか。もっと言うと、例えばこの相談に関して、9時から5時半までという時間でやるのか。

私は、実際にやっていくんだったら、日曜日とか、子どもが実際に来れるとかいうようなところで、9時～5時でやっていますというのはどうなのかなど。他の市なんかを見ても課題がいろいろあるので、その辺をもうちょっとまた話をしておかないといけないかなと思っているんですけれども。ただ、あと2回の中でできるかどうか、ちょっと難しいなと思いますけれども。

○水津部会長　　オンブズパーソンの設置に関しては、もう決まっていることなので、その設置の方法をどうするかというのは、ここでというよりは……。ここでは、その理念的な話はもちろんするべきだと思うんですけれども、具体的な設置の方法とかは、また別途かなと思います。

設置するならば、設置することは決まっているので、それを有効にするための話し合いを、権利考えたときというふうに、検討することはしていかなければいけない――事業として上がってくると思うので。具体的な、当然そうです、昼間にやって誰が来るのという話もありますし。

ただ、やると決めて、それが無意味なものにならないような見方をしていかななくてはいけないと思うので、それは今後の課題というか、やっていくべきことだと思うんですけれども、この部会の中に全部それまで結論ということは、ちょっとと思います。

ありがとうございます。大分時間が押してしまったので、皆さん、あれなんですけれ

ども、日程ですね、前田さん。

○児童青少年係長 申しわけございません、日程のほうが、第2回目が10月10日、朝9時から12時まで、
萌え木ホールB会議室。第3回が10月31日、木曜日。朝9時から12時、602、こちらの
会議室という形で、予定をさせていただきます。もうちょっと広い部屋がもしあれば、
適宜移動をさせていただきたいと思います。

○水津部会長 ありがとうございました。では、日程も決まりましたところで、本日は終わりたいと
思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —